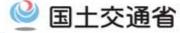
参考資料(住宅セーフティネット関係)

平成21年11月10日 国土交通省住宅局 住宅総合整備課



地域における住宅政策の推進を総合的に支援

地域住宅交付金の概要



地方公共団体が主体となり、公営住宅の建設や面的な居住環境整備など地域における住宅政策を自主性と創意工夫を活かしながら総合的かつ計画的に推進するための支援制度 【平成21年度当初予算額 1,940億円】

【ポイント】

地方の自主性・裁量性の向上

- ・既存の補助事業をメニュー化し、地方公共団体が作成した地域住宅計画に基づき弾力的に実施可能
- ・地方公共団体独自の提案による従来補助対象外の事業も交付対象として支援

地方の使い勝手の向上

- ・各事業への交付金の充当率を地方公共団体が自由に決定
- ・事業間流用・年度間流用が自由

事前審査から事後評価へ

・地方公共団体が自ら設定した目標等をもとにした事後評価を実施して公表

【交付対象事業】

基幹事業

公営住宅・地域優良賃貸住宅の整備、 既設公営住宅の改善、不良住宅地区の 改良、密集住宅市街地の整備、関連公共 施設の整備 など

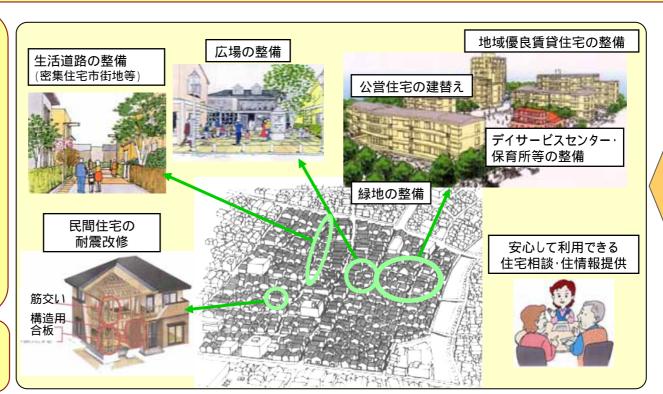
提案事業

地方公共団体独自の提案による地域の 住宅政策実施に必要な事業等 (例)

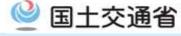
- ・民間住宅の耐震改修・建替え
- ·公営住宅等と社会福祉施設等の 一体的整備
- ·住宅相談·住情報提供

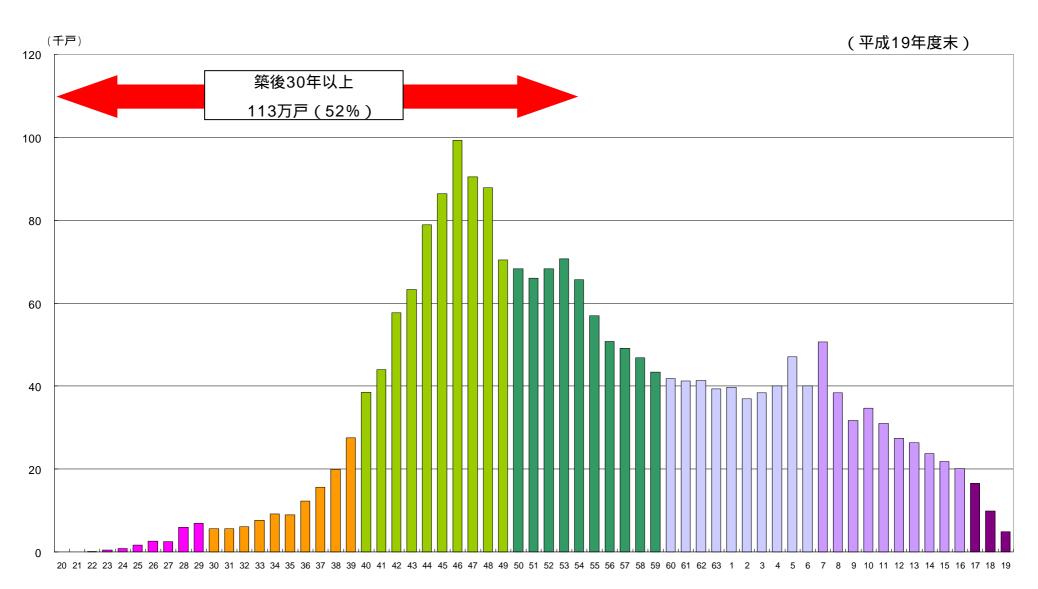
【交付金の額】

交付金算定対象事業費の概ね45%を助成



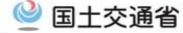
公営住宅の建設年度別ストック数の推移





出典:国土交通省資料

住宅セーフティネット法に基づく居住支援協議会の概要



1.目的

住宅確保要配慮者(低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子供を育成する家庭その他住宅の確保に特に配慮を要する者)の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図る。

2.概要

(1)構成

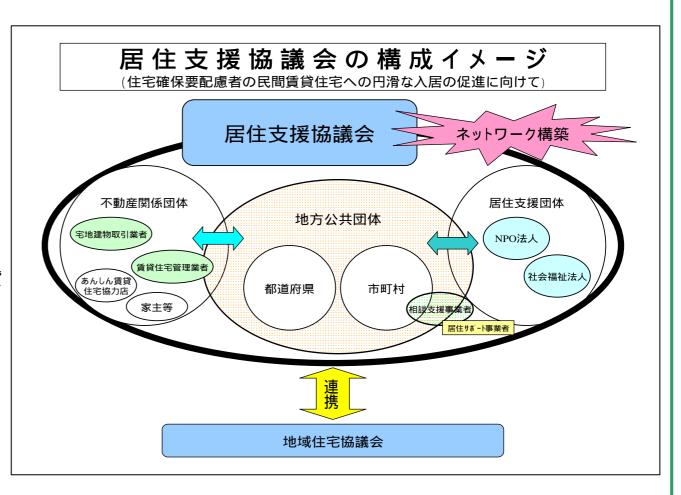
地方公共団体の住宅担当部局 及び自立支援、福祉サービス等 担当部局、宅地建物取引業者や 賃貸住宅を管理する事業を営む 者に係る団体、居住に係る支援 を行う営利を目的としない法人 等により構成

(2)役割

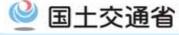
住宅確保要配慮者及び民間賃貸 住宅の賃貸人の双方に対し必要 な支援を行うため、居住支援に 関する情報を関係者間で共有す るとともに、必要な支援措置を協 議、実施する

(3)経緯

平成19年7月に施行された住宅 セーフティネット第10条に規定



あんしん賃貸支援事業の概要



1.目的

民間賃貸住宅市場を活用して、住宅セーフティネット機能の向上を図る。

2. 施策の概要

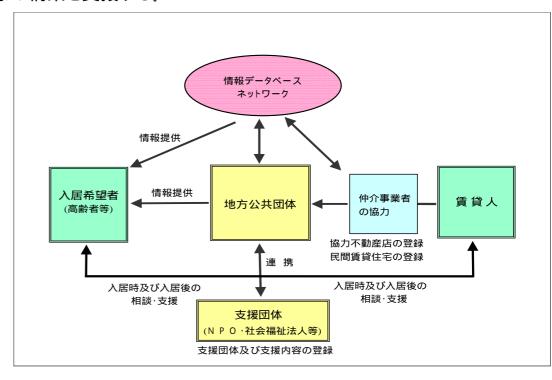
(1)概要

地方公共団体、支援団体(NPO・社会福祉法人等)、仲介事業者等と連携して、高齢者、障害者、外国人、子育て世帯の 入居を受け入れることとする民間賃貸住宅(あんしん賃貸住宅)の登録や居住に関する各種サポート等を行うことにより、 高齢者等の入居の円滑化と安心できる賃貸借関係の構築を支援する。

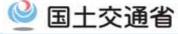
(2)事業内容

高齢者等を受け入れることとする民間賃貸住宅 等に係る情報提供等 賃貸関係団体への普及啓発

- (3)事業実施団体(都道府県·政令市等) 33団体(平成21年7月現在)
- (4)経緯平成18年度より予算事業として開始



家賃債務保証制度の概要



1.目的

高齢者・障害者の入居を受け入れることとしている賃貸住宅について滞納家賃の債務保証を高齢者 居住支援センターが実施し、大家の不安を解消する。(平成13年から実施)

2.制度の概要

(1)対象者

高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯(収入階層の50%未満の世帯に限る)、外国人世帯、解雇等により住居から退去を余儀なくされた世帯(その後の就労等により賃料を支払える収入があるものに限る)

(2)家賃債務保証の概要

保証の対象 :未払い家賃、原状回復費用、訴訟に要する費用

保証限度額 :未払い家賃・・・家賃の6ヶ月分を限度

原状回復費用・訴訟に要する費用・・・家賃の6ヶ月分を限度

保証期間 : 2年間(更新可) 保証料 : 月額家賃の35%

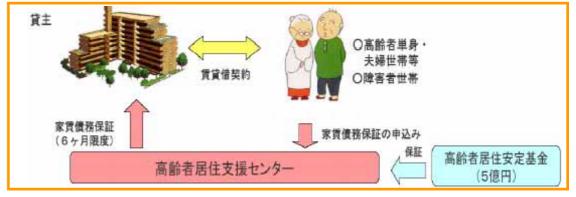
3 実績(平成13~19年度累積)

保証引受件数 : 565件

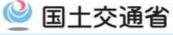
(高齢者世帯560件、障害者世帯3件、

外国人世帯2件)

保障履行件数 : 3件(高齢者世帯)



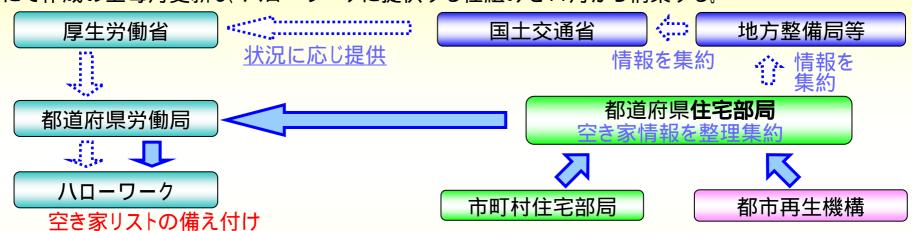
緊急雇用対策に基づく居住安定確保対策について



緊急雇用対策を踏まえ、公的賃貸住宅・民間賃貸住宅の空家の活用等による離職者の居住安定確保対策の充実強化に向け、以下の対策を講じる。

1. ハローワークにおける住宅関連情報提供の充実(ワンストップサービスの推進)

公営住宅、UR賃貸住宅等公的賃貸住宅のうち離職者が利用可能な住戸リスト情報を都道府県単位にて作成の上毎月更新し、ハローワークに提供する仕組みを11月から構築する。



就職安定資金融資事業(注1)や住宅手当緊急特別措置事業(注2)の活用希望者に対し宅地建物取引業者が民間賃貸住宅をあっせんして住宅確保を支援する取組みを推進する。

(注1)住居を喪失した離職者等に対し住宅入居初期費用等を貸し付け、安定的な就労機会の確保を支援する事業

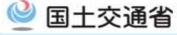
(注2)住居を喪失した離職者等に対し住宅手当を支給するとともに就労支援等を実施し、住宅及び就労機会確保を支援する事業

2. 地域住宅交付金を活用した家賃助成等の取組みの推進

福岡市(注3)のように地域住宅交付金を活用して民間賃貸住宅への家賃助成等により離職者の居住安定確保を図る取組みの推進に向け、都道府県の住宅部局を招集して先導的取組事例を紹介し、積極的な取組みを依頼する。

(注3)福岡市は交付金を活用し、住宅に困窮する離職者向けに一時的に住居を提供するNPO法人を助成。

居住安定確保対策に係る従来の取組み概要



1.施策概要

(1)公的賃貸住宅の活用円滑化に係る施策【平成20年12月以降】

- ・地方公共団体が管理する公的賃貸住宅の空家の活用が円滑に図られるよう、本来の入居対象者 以外の離職者に利用させる場合の手続きを簡素化
- ・独立行政法人都市再生機構の比較的低廉な家賃の空き家を定期借家制度の活用により更に低廉な 家賃で賃貸できるよう措置
- ・都道府県住宅担当部局に関する情報が全国の主要ハローワークにおいて共有されるよう措置する とともに、住宅担当部局に対し、都道府県労働局及びハローワークとの連携強化に関し特段の配 慮を要請するなど、住宅施策と雇用施策の連携を強化

(2)平成21年度当初予算における施策

・地方公共団体が行う離職者の居住安定確保に資する支援策に関し、地域住宅交付金提案事業の 特例枠を措置(平成21年度限り。基幹事業の5%を限度。)

(3)平成21年度一次補正予算における施策

・地方公共団体が行う離職者の居住安定確保に資する支援策に関し、地域住宅交付金提案事業の特例枠を拡充(平成23年度までに延長。特に離職状況が深刻な地域においては基幹事業の10%を限度。)

2.公的賃貸住宅活用の進捗状況 (平成21年10月23日12時現在)

| | 合計 | 公営 | 改良 | 地優賃 | 公社 | UR |
|--------|-------|-------|-----|-----|-----|-------|
| 供給決定戸数 | 7,004 | 4,345 | 114 | 207 | 275 | 2,063 |
| 入居決定戸数 | 3,060 | 2,624 | 64 | 59 | 160 | 153 |
| 入居決定人数 | 5,141 | 4,363 | 89 | 110 | 350 | 229 |

戸数・人数は累計。